知立市公共施設等総合管理計画及び知立市公共施設保全計画改訂委託業務
公募型プロポーザル仕様書

１．本仕様書の位置付け

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。
そのため、その他必要と考えられる事項については、創意工夫し提案すること。

２．業務の目的

本市では、高度経済成長期を中心に整備された多くの公共施設の老朽化が懸念され、今後の建替・改修等に多額の費用が必要となり、それらの対応に要する財政負担の増加が危惧されている。また、市民の行政ニーズに対する要望も多様化する中で、適切な公共サービスの再検討が求められている。そのような状況で、将来にわたり安定的な財政運営を行いながら、持続可能な公共施設等のあり方（再配置、統廃合、更新、改修、維持管理等）を検討するため、平成 28 年度に「知立市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定した。総合管理計画は 10 か年ごとに見直しを行うことを基本としており、本業務は、総合管理計画の見直しを支援するものである。

また総合管理計画の下位計画として位置づけられている「知立市公共施設保全計画」（以下、「保全計画」という。）においても、社会情勢や財政状況の変化に応じ、随時見直しを行うものとしており、本業務では総合管理計画と合わせて見直すこととする。なお、保全計画の改訂においては、保全計画の改訂に必要となる建築物の劣化状況や過去の保全実施状況を把握するとともに、令和 18 年度（2036 年度）までの実行性のある保全実施計画を盛り込んだ保全計画の改訂を行うことを目的とする。

３．管理技術者及び照査技術者

受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。
なお、本業務における管理技術者、照査技術者が本業務の担当技術者を兼任することは認めない。

４．管理について

受託者は、作業計画等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を報告するとともに工程に変更が生じた場合には速やかに発注者に報告しなければならない。

５．提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって発注者の契約条項に定めるものの他、下記の書

類を作成し提出するものとする。

（１）業務計画書
（２）管理技術者及び照査技術者届
（３）作業工程表届
（４）完了届及び納品書

６．参考文献等の明記

業務において文献及び参考資料を引用した場合は、その文献名及び参考資料名を明記するものとする。

７．関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とする時又は協議を受けた時は、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

８．損失の補償

第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において処置するものとする。

９．検査

受託者は業務完了時において発注者の成果品検査を受けるものとし、検査において修正を指示された箇所は、速やかに訂正しなければならない。
また、受託者の責に伴う瑕疵が発見された場合は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

１０．引渡し

審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査の合格をもって本業務の完了とする。

１１．疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、発注者・受託者協議のうえ決定するものとする。

１２．業務内容

Ⅰ　履行期間

契約締結日から令和９年３月 19 日まで

Ⅱ　対象施設

【公共建築物】

施　設　数：　73 施設 204 棟
総延床面積：　約 15.4 万㎡

【インフラ資産】

道　　　路：　約 258.7 ㎞
橋　　　梁：　81 橋
公　　　園：　132 箇所　約 30.2 万㎡
上　水　道：　管路延長約 300 ㎞
下　水　道：　管路延長約 253 ㎞
河　　　川：　8 準用河川　約 8 ㎞
排　水　路：　約 87.8 ㎞

Ⅲ　関係計画等

計画改訂にあたっては、国の計画・指針等を把握したうえで、以下に示す関連計画と整合を図るものとする。

・第 7 次知立市総合計画
・知立市公共施設等総合管理計画
・知立市公共施設保全計画基本方針
・知立市公共施設保全計画改訂版
・知立市公共施設のあり方に関する調査研究（公共施設白書）
・知立市公共ストックの総合管理のあり方に関する調査研究

Ⅳ　業務内容

（１）知立市公共施設等総合管理計画改訂業務

（ア）基礎データの収集・分析による現状と課題の整理

計画改訂に必要となる公共施設等、人口、財政状況等の基礎データを収集・分析し、本市における公共施設等の現状と課題を整理する。これにあたっては、施設担当部署への調書配布やヒアリング等を通じて実施するものとする。

（イ）国の指針等の調査

① 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和 5 年 10 月 10 日付総財務第 152 号総務省自治財政局財務調査課長通知）その他の国の指針等の調査を行うこと。

②　上記通知に基づき、先進自治体において公共施設等総合管理計画を改訂した事例の調査を行うこと。

③　上記通知及び先進自治体の事例を踏まえ、本市の施設状況を勘案した上で、本業務を実施するにあたり、どのような検討、作業等が必要なのかを整理すること。

（ウ）業務計画書の作成

受託者は、（イ）③の結果を踏まえ、本計画改訂における具体的な実施体制、実施概要及び実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、業務の進め方の提案を行い、市の承認を得ること。

（エ）計画の改訂

総合管理計画の構成を基本とし、（ア）～（ウ）を踏まえ、計画の見直し、追加、変更等改訂内容を検討し、計画を改訂する。計画改訂にあたっては、国、県及び市が定める個別施設計画、その他関連計画等との整理を十分に行うとともに、本市の特性・現状・将来予測等を十分に把握し、考慮した内容とすること。また、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和5年10月10日付総財務第152号総務省自治財政局財務調査課長通知）等、上記（イ）①で調査した改訂指針による記載事項を踏まえた内容とすること。

その他、個別施設計画、その他関連する計画との整合を図り、更新・改訂すべき内容があるかについて十分に精査・検討を行い、計画に盛り込むものとする。

① 公共施設等の現状把握・整理

本市が所有する公共建築物及びインフラ資産に対し、市が保有するデータから施設利用状況や管理コスト等に関するデータ抽出を行うとともに、施設管理を行っている担当部署への調書配布やヒアリング等を通じ、各施設の現状について整理する。

② 各種データの更新

現在の総合管理計画に記載されている公共施設等に関する情報について、上記（ア）にて収集した基礎データに基づき、最新の情報に更新する。

③ 総人口や年代別人口についての見通し

計画期間にわたる市の総人口や年代別人口、地域別人口の見通しについて分析する。また知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性をとること。

④ 基本的な方針に係る内容の追加・更新

（ａ）（イ）で調査した国の指針等を踏まえ、個別施設計画における本市の考え方や最新の動向等を考慮し、改訂すべき箇所について十分検討し、内容を更新すること。

（ｂ）記載が望ましい事項として掲げられている項目については、本市と内容を協議し、計画に盛り込むこと。

（ｃ）その他の記載内容についても、本市の実情に応じ、追加・更新すべき箇所について検討し、必要に応じた改訂を行うこと。

⑤ 将来的な維持管理、更新費用及び財源の見込みの試算

（ａ）上記（ア）で収集・整理したデータを基に、計画期間にわたる公共施設等の維持管理及び修繕・改修・建て替え（解体を含む）等更新費用を試算すること。

（ｂ）経費の見込みに対し、中期（10 年程度）における充当可能な地方債・基金等を含めた財源の見込みについても記載すること。

（ｃ）維持管理・更新費用の試算にあたっては、現行の総合管理計画の試算、個別施設計画の内容を踏まえた試算、直近の財政や人口推計、費用の平準化等を勘案した試算をし、これを比較することで計画改訂による効果額を算出するものとする。

（２）知立市公共施設保全計画改訂業務

（ア）基礎データの収集・分析による現状と課題の整理

計画改訂に必要となる現保全計画の策定内容（劣化状況調査、中性化試験等）を把握する等の基礎データを収集・分析し、本市における公共施設の現状と課題を整理する。また、過去の保全実施状況と計画との乖離について整理すること。これにあたっては、施設担当部署への調書配布やヒアリング等を通じて実施するものとする。

（イ）公共施設白書（個別施設カルテ）等による施設重要度の整理

公共施設白書や所管部署等への聴き取りを踏まえ、施設優先度を再度検討し整理する。

（ウ）劣化状況調査の実施

令和 18 年度までに工事実施の可能性のある施設を抽出し、現地調査等を実施する。（抽出した施設の一部については、既存の点検結果から経年劣化を考慮した推測調査でも可）

調査結果について、調査結果一覧に取りまとめること。

（エ）保全に係る基準等の設定及び見直し支援

上記（ア）～（ウ）を踏まえ、保全に係る基準等の設定及び見直しの支援を行う。検討項目は概ね次の項目とする。

①　財政制約（工事上限額）の設定
②　保全優先順位の設定
③　目標耐用年数の設定
④　維持管理レベルの設定
⑤　整備レベルの設定

（オ）計画の改訂

保全計画の構成を基本とし、（ア）～（エ）を踏まえ、計画の見直し、追加、変更等改訂内容を検討し、計画を改訂する。

①　公共施設等の現状把握・整理

本市が所有する公共施設に対し、市が保有するデータから施設利用状況や管理コスト等に関するデータ抽出を行うとともに、施設管理を行っている担当部署への調書配布やヒアリング等を通じ、各施設の現状（保全状況等）について整理する。

②　各種データの更新

現在の保全計画に記載されている公共施設に関する情報について、上記（ア）にて収集した基礎データに基づき、最新の情報に更新する。

③　令和 18 年度までの実行性のある保全実施計画を盛り込んだ保全計画

（a）現保全計画と保全実施状況の乖離要因の一つである財政制約条件を十分に踏まえた計画とする。

（b）令和 18 年度までの施設別・部位別の内訳コストを作成する。（実勢に応じた単価等を使用する）

（c）施設ごとの年度予定表を作成する。（令和 18 年度まで）

（３）パブリックコメント支援と計画案の補修正及び確定支援

パブリックコメントによる意見募集に関する支援と結果のまとめ、内容の協議及び最終案の作成支援を行うもの。

（４）庁内関係会議の運営支援

計画の改訂にあたっては、必要に応じ会議等において意見を聴取し、計画に反映するため、会議等の運営、助言、提案、資料及び議事録の作成等を行い、改訂業務が円滑に行われるように支援するものとする。

Ｖ　想定スケジュール

なお、本市の想定するスケジュールは下表のとおり。

年　度	月	内　容
令和 7 年度	7 月～3 月	・データの収集 ・現計画の把握及び実施状況の整理 ・劣化状況に関する調査及びとりまとめ ・方針、基準等の検討
令和 8 年度	4 月	計画素案の作成
	4 月～6 月初旬	関係各課との調整
	7 月初旬	計画案の作成
	8 月	庁議
	9 月	パブリックコメント
	12 月	議会
	3 月	計画の改訂

１３．成果品

（1）知立市公共施設等総合管理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部

（2）知立市公共施設等総合管理計画（概要版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部

（3）知立市公共施設保全計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 部

（4）知立市公共施設保全計画（概要版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部

（5）劣化状況調査シート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

（6）議事録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

（7）その他業務で作成した資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

（8）その他知立市担当者が指示した資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

（9）上記電子データ及び改訂内容の根拠となる分析データ（ＣＤ－Ｒ）・・・・1部

なお、成果品納入後においても業務内容及び成果品について、問い合わせ、その他の対応を求めることができるものとする。

１４．その他

（1）受託者は、本仕様書及び委託契約に基づき発注者と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

（2）本委託業務に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、すべて受託者の負担とする。

（3）受託者は発注者の許可なく、業務により作成した資料等を公表、貸与、複写することはできない。

（4）計画書については、図や表、グラフ等を活用し、見やすいものとする。

（5）発注者は、本業務に必要な資料及び図書等を受託者に貸与するものとする。
この場合、受託者は発注者に貸与品借用書を提出し、業務完了とともに返却するものとする。また、貸与した資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

（6）この業務に関して収集された情報、版権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。